

墨田区女性福祉資金の生活資金貸付について

女性の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金を墨田区がお貸しします。

【資格】

都内に6ヵ月以上お住まいかつ、現在墨田区に住んでいる女性の方で、配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない方（注釈1）で、貸付けが自立につながると判断され、返済の計画を立てることが出来る次の方

- ・親、子、兄弟姉妹などを扶養している方
- ・親子兄弟姉妹などと扶養していない20歳以上の方で、年間所得が358万円以下の方

注釈1.配偶者がいる方でも、配偶者の方が病気による長期療養中、行方不明など特別な理由で、配偶者の扶養を受けられない場合は、貸付対象に該当する場合がありますのでご相談ください。

【生活資金貸付について】

失業中の方で、失業している期間中（失業している期間のうち離職の日から1年を超えない範囲内の期間）の生活を維持するために必要な資金で、失業期間中に月額10万3千円（無利子）を限度とします。

【必要書類】

公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類

- ・なお、生活資金貸付の他に修学資金、就学支度資金、事業開始資金、住宅資金、医療介護資金等の貸付がありますので、詳しくは担当までお問合せください。

【問合せ先】

墨田区生活福祉課相談係

電話：03-5608-6154